

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所，上京区役所，中京区役所及び西京区役所の款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め，同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に，「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め，同表左京区役所及び右京区役所の款中「及び右京区役所」を削り，同款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め，同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に，「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め，同表東山区役所の款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め，同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に，「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め，同表山科区役所及び南区役所の款中「及び南区役所」を「，南区役所及び右京区役所」に改め，同款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め，同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に，「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め，同表下京区役所の款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め，同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に，「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め，同表伏見区役所の款福祉部の項中「保険料係長 年金老人保健係長」

を「徴収推進係長 保険給付・年金係長」に改め、同款保健部の項中「保健係長 普及係長 指導係長」を「成人保健・医療係長 母子・精神保健係長」に、「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め、同条に次の1項を加える。

7 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第6条区民部の款中「区民部」を「区民部」に改め、同款総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め、同款課税課の項中「課税課」を「課税課」に改め、同款納税課の項中「納税課」を「納税課」に改め、同条福祉部の款中「福祉部」を「福祉部」に改め、同款支援課の項中「支援課」を「支援課」に改め、同款保護課の項中「保護課」を「保護課」に改め、同款保険年金課の項第5号から第8号までの規定中「国民健康保険料」の右に「及び後期高齢者医療保険料」を加え、同項第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、被保険者証等の引渡しその他の手続に関すること。

(12) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の調定及び徴収（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。

第6条保健部の款中「保健部」を「保健部」に改め、同款衛生課の項中「衛生課」を「衛生課」に改め、同項第3号中「保健所」を「環境局」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)